



山形県公報

平成29年7月28日(金)
第2865号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 種畜証明書の交付の通報……………(畜産振興課) …775
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) …778
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) …同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) …同
- 同……………(同) …779
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) …同
- 同……………(最上総合支庁建築課) …同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会計局) …同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) …780
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………(同) …同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) …781
- 同……………(置賜総合支庁建築課) …785
- 同……………(庄内総合支庁建築課) …788
- 一般競争入札の公告……………(会計局) …792
- 監査結果の公表……………(監査委員) …793
- 監査結果に基づき講じた措置の公表……………(同) …796

## 告 示

### 山形県告示第536号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成29年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 証明書番号       | 家畜の種類 | 品 種  | 名 前                  | 飼 養 者               |                        |
|-------------|-------|------|----------------------|---------------------|------------------------|
|             |       |      |                      | 住 所                 | 名 称 (氏 名)              |
| 11220040340 | 牛     | 黒毛和種 | 平 忠 勝<br>(全和黒原4451)  | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11201501303 | 牛     | 黒毛和種 | 景 勝 21<br>(全和黒原4673) | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 10828200897 | 牛     | 黒毛和種 | 貴 福 久<br>(全和黒原5186)  | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 10245886001 | 牛     | 黒毛和種 | 満 開 1<br>(全和黒原5448)  | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |

|             |   |              |                                                          |                     |                        |
|-------------|---|--------------|----------------------------------------------------------|---------------------|------------------------|
| 11271604744 | 牛 | 黒毛和種         | 勝 安 平 22<br>(全和黒14854)                                   | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 10840803557 | 牛 | 黒毛和種         | 幸 花 久<br>(全和黒14991)                                      | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 10840803915 | 牛 | 黒毛和種         | 神 安 平<br>(全和黒14992)                                      | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11415411504 | 牛 | 黒毛和種         | 福 福 照<br>(全和黒原5881)                                      | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11380490009 | 牛 | 黒毛和種         | 神 室 栄<br>(全和黒15118)                                      | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11351294988 | 牛 | 黒毛和種         | 冬 景 21<br>(全和黒原5953)                                     | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11256630690 | 牛 | 黒毛和種         | 福 美 桜<br>(全和黒15153)                                      | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11353388814 | 牛 | 黒毛和種         | 美 結 喜<br>(全和黒原6022)                                      | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11463590527 | 牛 | 黒毛和種         | 安 三 郎<br>(全和黒15274)                                      | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11378123605 | 牛 | 黒毛和種         | 岳<br>(全和2015子山形<br>黒1378123605)                          | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11380809306 | 牛 | 黒毛和種         | 安 秀 久<br>(全和黒15017)                                      | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 31506010001 | 豚 | ランドレー<br>ス種  | オマー ヤマガタ<br>ヤマガタ 1 0001<br>(日豚L種LL06<br>-A000006)        | 酒田市浜中字八<br>窪 1      | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31506010002 | 豚 | ランドレー<br>ス種  | ヤマガタ ランド<br>ヤマガタ 5<br>0005<br>(日豚L種LL06<br>-A000010)     | 酒田市浜中字八<br>窪 1      | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31506010003 | 豚 | 大ヨーク<br>シャー種 | グラニート トミ<br>チク ヤマガタ<br>5 0002<br>(日豚W種WW06<br>-A000004)  | 酒田市浜中字八<br>窪 1      | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31706010001 | 豚 | 大ヨーク<br>シャー種 | グラニート ボナ<br>ピスタ ヤマガタ<br>2 0008<br>(日豚W種WW06<br>-A000016) | 酒田市浜中字八<br>窪 1      | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31406010002 | 豚 | デュロック<br>種   | フジ シモフリ<br>ヤマガタ 3<br>0001<br>(日豚D種DD06-<br>A000024)      | 酒田市浜中字八<br>窪 1      | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |

|             |   |             |                                                         |                |                        |
|-------------|---|-------------|---------------------------------------------------------|----------------|------------------------|
| 31506010004 | 豚 | デュロック種      | ゼンノー フジ<br>ヤマガタ 1<br>0003<br>(日豚D種DD06<br>-A000047)     | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31506010005 | 豚 | デュロック種      | ゼンノー フジ<br>ヤマガタ 7<br>0005<br>(日豚D種DD06<br>-A000051)     | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31606010002 | 豚 | デュロック種      | ゼンノー シモフ<br>リ ヤマガタ 7<br>0003<br>(日豚D種DD06<br>-A000066)  | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31606010003 | 豚 | デュロック種      | フジ ゼンノー<br>ヤマガタ 3<br>0002<br>(日豚D種DD06<br>-A000083)     | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31706010002 | 豚 | デュロック種      | ゼンノー フジ<br>ヤマガタ 4<br>0005<br>(日豚D種DD06<br>-A000089)     | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31706010003 | 豚 | デュロック種      | フューチャー フ<br>ジ シマクラ 10<br>0040<br>(日豚D種DD06<br>-A000100) | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31706010004 | 豚 | デュロック種      | ユメサクラエース<br>フジ ヤマガタ<br>6 0002<br>(日豚D種DD06<br>-A000093) | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31706010005 | 豚 | デュロック種      | ユメサクラエース<br>フジ ヤマガタ<br>2 0001<br>(日豚D種DD06<br>-A000104) | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31606010004 | 豚 | パークシャ<br>ー種 | キブリオン オカ<br>15 ヤマガタ 5<br>0004<br>(日豚B種BB06<br>-A000031) | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |

|             |   |             |                                                           |                |                        |
|-------------|---|-------------|-----------------------------------------------------------|----------------|------------------------|
| 31606010005 | 豚 | パークシャ<br>一種 | キブリオン オカ<br>15 ヤマガタ 2<br>0003<br>(日豚B種B B06<br>-A000029)  | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31706010006 | 豚 | パークシャ<br>一種 | ドイツシヤム オ<br>カ15 ヤマガタ<br>3 0003<br>(日豚B種B B06<br>-A000032) | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |

**山形県告示第537号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年7月28日から同年8月14日まで縦覧に供する。

平成29年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 399号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|---------------------------------|---|------|--------------------|------------|
| 南陽市櫛塚字角田1511番1から<br>同 前田768番1まで |   | 旧    | 23.0メートル<br>} 13.7 | メートル<br>80 |
| 同                               | 上 | 新    | 23.0メートル<br>} 15.9 | 同 上        |

**山形県告示第538号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
上山市藤吾地内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成29年6月16日から平成30年3月23日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第539号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成29年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第170号
- 2 指定の場所 寒河江市中央二丁目224番19の一部
- 3 道路の現況 幅員 4.00メートル  
延長 40.05メートル

- 4 指定年月日 平成29年7月18日

#### 山形県告示第540号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成29年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第171号  
2 指定の場所 東根市四ツ家一丁目2110番258の一部、2110番72の一部  
3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 28.75メートル  
4 指定年月日 平成29年7月19日

#### 山形県告示第541号

次の開発行為は、完了した。

平成29年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成29年7月3日 指令村総建第175号  
2 開発区域に含まれる地域の名称  
尾花沢市北町二丁目4281番1、4281番2、4281番3、4281番4、4281番5、5266番2、5266番4  
3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
尾花沢市北町二丁目6番34号 株式会社奥山建設工業所

#### 山形県告示第542号

次の開発行為は、完了した。

平成29年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成29年7月20日 指令最総建第6号  
2 開発区域に含まれる地域の名称  
最上郡真室川町大字大滝字下野325番1、334番、335番1、337番1、337番15  
3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
最上郡真室川町大字大滝108番地の2 株式会社庄司製材所

#### 山形県告示第543号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成29年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人 |                    | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日       |
|--------|--------------------|------------|-------------|
| 氏名     | 住所                 |            |             |
| 長谷部 みつ | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1026番地 | 同 左        | 平成29. 7. 31 |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに村山市役所において平成29年11月28日まで縦覧に供する。

平成29年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ村山店

村山市大字河島字碓178番1外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 内 田 和 明 |

（変更後）

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 佐々木 智佳子 |

3 変更年月日

平成28年5月20日

4 届出年月日

平成29年6月26日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年11月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成29年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 佐々木 智佳子

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ村山店

村山市大字河島字碓178番1外

- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
（廃止前）2,923平方メートル  
（廃止後） 0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日  
平成28年5月31日

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                 | 所在地                   | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                 | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要                       |     |
|--------------------|-----------------------|------|-------------------------------|------|--------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|-----|
|                    |                       | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                    | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |                          |     |
| 県営鈴川第2ア<br>パート3号   | 山形市鈴川町三<br>丁目17-25    | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用                | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,800                             | 19,800                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |     |
| 同<br>4号            | 同<br>17-22            | 同    | 44.4                          | 2    | 同                  | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,800                             | 19,800                             |                          |     |
| 同<br>五十鈴アパ<br>ート1号 | 同<br>大野目二<br>丁目2-52   | 同    | 51.2                          | 2    | 同                  | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900                             | 26,400                             |                          |     |
| 同<br>2号            | 同<br>2-50             | 同    | 51.2                          | 2    | 同                  | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900                             | 26,400                             |                          |     |
| 同<br>3号            | 同<br>2-46             | 同    | 51.2                          | 1    | 同                  | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900                             | 26,400                             |                          |     |
| 同                  | 同                     | 同    | 51.2                          | 1    | 同                  | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900                             | 26,400                             |                          | 单身可 |
| 同<br>宮町アパー<br>ート1号 | 同<br>宮町二丁<br>目8-23    | 3DK  | 66.5                          | 1    | 同                  | 22,100                  | 25,500                             | 29,200                             | 32,900                             | 37,600                             | 43,400                             |                          |     |
| 同<br>深町アパー<br>ート3号 | 同<br>深町一丁<br>目7-27    | 同    | 64.2                          | 1    | 同                  | 22,600                  | 26,100                             | 29,900                             | 33,700                             | 38,500                             | 44,400                             |                          |     |
| 同<br>あたごアパ<br>ート   | 同<br>小白川町<br>五丁目27-15 | 3LDK | 71.9                          | 2    | 同                  | 28,900                  | 33,400                             | 38,100                             | 43,000                             | 49,200                             | 56,700                             |                          |     |
| 同<br>東山住宅          | 同<br>大字十文<br>字6106    | 2DK  | 61.5                          | 1    | 特定目的用<br>(身障者用)    | 23,800                  | 27,500                             | 31,400                             | 35,500                             | 40,500                             | 46,800                             |                          | 单身可 |
| 同<br>土屋倉アパ<br>ート1号 | 同<br>上山市美咲町二<br>丁目3   | 3DK  | 51.8                          | 1    | 一般用                | 12,500                  | 14,500                             | 16,600                             | 18,700                             | 21,400                             | 24,700                             |                          |     |
| 同<br>3号            | 同                     | 同    | 53.7                          | 2    | 同                  | 13,600                  | 15,700                             | 18,000                             | 20,300                             | 23,200                             | 26,700                             |                          |     |
| 同<br>長清水アパ<br>ート3号 | 同<br>長清水一<br>丁目10-13  | 同    | 67.7                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障者用) | 21,700                  | 25,100                             | 28,700                             | 32,400                             | 37,000                             | 42,700                             |                          |     |
| 同<br>8号            | 同<br>10-18            | 同    | 70.1                          | 2    | 一般用                | 22,800                  | 26,300                             | 30,100                             | 33,900                             | 38,800                             | 44,800                             |                          |     |



|                  |                               |      |      |   |                   |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|-------------------------------|------|------|---|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 長岡アパ<br>ト3号    | 天童市中里一丁<br>目2-3               | 同    | 70.6 | 1 | 同                 | 26,000 | 30,000 | 34,300 | 38,700 | 44,300 | 51,100 |     |
| 同 4号             | 同 2-4                         | 2DK  | 58.3 | 1 | 特定目的用<br>(高齢・高齢者) | 21,500 | 24,800 | 28,300 | 32,000 | 36,500 | 42,200 |     |
| 同 天童駅西ア<br>パ-ト2号 | 同 駅西二丁<br>目2-30               | 3DK  | 64.2 | 1 | 一般用               | 19,200 | 22,200 | 25,400 | 28,600 | 32,700 | 37,800 |     |
| 同 天童駅南ア<br>パ-ト1号 | 同 田鶴町四<br>丁目18-17             | 同    | 66.5 | 1 | 同                 | 22,900 | 26,400 | 30,200 | 34,100 | 38,900 | 44,900 |     |
| 同 天童南部ア<br>パ-ト5号 | 同 南町三丁<br>目18-5               | 3LDK | 79.9 | 1 | 同                 | 29,600 | 34,200 | 39,100 | 44,100 | 50,400 | 58,100 |     |
| 同 近江アパ<br>ト1号    | 東村山郡山辺町<br>近江1-1              | 3DK  | 64.2 | 1 | 同                 | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 |     |
| 同                | 同                             | 同    | 64.2 | 1 | 同                 | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 | 単身可 |
| 同 谷地アパ<br>ト1号    | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1    | 同    | 59.3 | 1 | 同                 | 14,500 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 |     |
| 同 左沢アパ<br>ト      | 同 大江町<br>大字藤田字藤田<br>原264-3    | 同    | 59.3 | 2 | 同                 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 |     |
| 同 東根中央ア<br>パ-ト2号 | 東根市中央四丁<br>目3-2               | 同    | 64.2 | 1 | 同                 | 19,400 | 22,400 | 25,600 | 28,900 | 33,000 | 38,100 |     |
| 同 大石田アパ<br>ト     | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同    | 59.4 | 1 | 同                 | 14,400 | 16,600 | 19,000 | 21,500 | 24,500 | 28,300 |     |
| 同 尾花沢アパ<br>ト     | 尾花沢市新町一<br>丁目9-36             | 同    | 64.2 | 1 | 同                 | 19,500 | 22,600 | 25,800 | 29,100 | 33,300 | 38,400 |     |
| 同                | 同                             | 同    | 62.6 | 1 | 同                 | 19,000 | 22,000 | 25,200 | 28,400 | 32,400 | 37,400 |     |
| 同                | 同                             | 同    | 64.2 | 1 | 同                 | 19,500 | 22,600 | 25,800 | 29,100 | 33,300 | 38,400 | 単身可 |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

(3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年8月3日から同月9日までの午前10時から午後6時まで

ただし、郵送の場合は、平成29年8月9日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成29年10月1日

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                        | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要          |                                    |                                    |
|-----------------|----------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                 |                            | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営小出アパ<br>ート2号  | 長井市台町3-<br>2               | 3DK  | 58.0                          | 1    | 一般用 | 14,300<br>円             | 16,500<br>円                        | 18,900<br>円                        | 21,300<br>円                        | 24,400<br>円 | 28,100<br>円                        | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 成田アパ<br>ート    | 同 成田3102<br>-3             | 同    | 63.9                          | 1    | 同   | 16,100                  | 18,600                             | 21,200                             | 24,000                             | 27,400      | 31,600                             |                                    |
| 同 小国アパ<br>ート1号  | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館三丁<br>目3-9 | 同    | 58.0                          | 4    | 同   | 13,100                  | 15,100                             | 17,300                             | 19,500                             | 22,300      | 25,800                             |                                    |
| 同 2号            | 同 3-8                      | 同    | 59.4                          | 2    | 同   | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000      | 27,700                             |                                    |
| 同               | 同                          | 同    | 59.4                          | 2    | 同   | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000      | 27,700                             |                                    |
| 同 白鷹アパ<br>ート    | 同 白鷹町<br>大字荒砥乙1482<br>-1   | 同    | 55.7                          | 3    | 同   | 12,600                  | 14,600                             | 16,700                             | 18,800                             | 21,500      | 24,800                             |                                    |
| 同 宝前町住宅         | 同 十王5502-<br>11            | 同    | 77.0                          | 1    | 同   | 18,000                  | 20,700                             | 23,700                             | 26,800                             | 30,600      | 35,300                             |                                    |
| 同 あらとアパ<br>ート1号 | 同 荒砥乙725<br>-1             | 同    | 74.4                          | 1    | 同   | 24,000                  | 27,700                             | 31,700                             | 35,700                             | 40,800      | 47,100                             |                                    |
| 同 2号            | 同                          | 同    | 77.9                          | 1    | 同   | 25,400                  | 29,400                             | 33,600                             | 37,900                             | 43,300      | 50,000                             |                                    |
| 同 飯豊アパ<br>ート    | 同 飯豊町<br>大字萩生3893-<br>3    | 同    | 59.4                          | 2    | 同   | 14,900                  | 17,200                             | 19,700                             | 22,200                             | 25,300      | 29,300                             |                                    |
| 同               | 同                          | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,900                  | 17,200                             | 19,700                             | 22,200                             | 25,300      | 29,300                             |                                    |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年8月4日から同月10日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成29年8月10日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成29年10月上旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|----------------|------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営美原アパ<br>ート3号 | 鶴岡市美原町19<br>-23  | 3DK  | 77.0                          | 1    | 一般用 | 21,400                  | 24,700                             | 28,300                             | 31,900                             | 36,400 | 42,000                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |     |
| 同 東部アパ<br>ート1号 | 同 朝陽町6<br>-25    | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000 | 27,700                             |                                    |     |
| 同              | 同                | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000 | 27,700                             |                                    | 单身可 |
| 同 3号           | 同 6<br>-6        | 同    | 58.0                          | 3    | 同   | 14,900                  | 17,200                             | 19,700                             | 22,200                             | 25,400 | 29,300                             |                                    |     |
| 同 茅原アパ<br>ート1号 | 同 茅原草<br>見鶴16-1  | 同    | 63.5                          | 7    | 同   | 17,000                  | 19,600                             | 22,400                             | 25,300                             | 28,900 | 33,300                             |                                    |     |
| 同 2号           | 同                | 4DK  | 71.5                          | 2    | 同   | 19,400                  | 22,400                             | 25,600                             | 28,900                             | 33,000 | 38,100                             |                                    |     |
| 同 3号           | 同                | 3DK  | 61.0                          | 1    | 同   | 17,000                  | 19,700                             | 22,500                             | 25,400                             | 29,000 | 33,500                             |                                    |     |
| 同              | 同                | 同    | 61.0                          | 1    | 同   | 17,000                  | 19,700                             | 22,500                             | 25,400                             | 29,000 | 33,500                             |                                    | 单身可 |
| 同              | 同                | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 17,900                  | 20,700                             | 23,700                             | 26,700                             | 30,500 | 35,300                             |                                    |     |
| 同 未広アパ<br>ート1号 | 同 未広町23<br>-63   | 2LDK | 69.3                          | 1    | 同   | 22,900                  | 26,500                             | 30,300                             | 34,100                             | 39,000 | 45,000                             |                                    |     |
| 同              | 同                | 3DK  | 69.3                          | 2    | 同   | 22,900                  | 26,500                             | 30,300                             | 34,100                             | 39,000 | 45,000                             |                                    |     |
| 同 2号           | 同 23<br>-62      | 2LDK | 69.3                          | 1    | 同   | 22,900                  | 26,500                             | 30,300                             | 34,100                             | 39,000 | 45,000                             |                                    |     |
| 同 川南アパ<br>ート1号 | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1 | 2DK  | 51.2                          | 3    | 同   | 15,500                  | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400 | 30,500                             |                                    | 单身可 |
| 同              | 同                | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 15,500                  | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400 | 30,500                             |                                    |     |

|                        |                           |     |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------------|---------------------------|-----|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同<br>2号                | 同<br>1-2                  | 同   | 51.2 | 1 | 同 | 15,600 | 18,000 | 20,600 | 23,300 | 26,600 | 30,700 | 单身可 |
| 同<br>川南住宅3号            | 同<br>1-3                  | 同   | 54.6 | 3 | 同 | 16,500 | 19,000 | 21,700 | 24,500 | 28,000 | 32,300 |     |
| 同                      | 同                         | 同   | 54.6 | 1 | 同 | 16,500 | 19,000 | 21,700 | 24,500 | 28,000 | 32,300 | 单身可 |
| 同<br>4号                | 同<br>1-4                  | 3K  | 54.6 | 1 | 同 | 16,700 | 19,300 | 22,100 | 24,900 | 28,500 | 32,900 |     |
| 同<br>川南アパ<br>ー<br>ト5号  | 同<br>1-5                  | 同   | 55.7 | 1 | 同 | 17,200 | 19,800 | 22,700 | 25,600 | 29,200 | 33,700 |     |
| 同<br>こがねアパ<br>ー<br>ト2号 | 同<br>こがね町<br>一丁目21-11     | 3DK | 58.4 | 1 | 同 | 16,300 | 18,800 | 21,600 | 24,300 | 27,800 | 32,100 |     |
| 同<br>3号                | 同<br>21-14                | 同   | 61.0 | 2 | 同 | 17,300 | 20,000 | 22,900 | 25,800 | 29,500 | 34,000 |     |
| 同<br>東泉アパ<br>ー<br>ト1号  | 同<br>東泉町四<br>丁目15-21      | 同   | 61.0 | 1 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,000 | 29,800 | 34,300 |     |
| 同                      | 同                         | 同   | 64.2 | 1 | 同 | 18,400 | 21,200 | 24,300 | 27,400 | 31,300 | 36,100 |     |
| 同<br>鳥海アパ<br>ー<br>ト1号  | 同<br>富士見町<br>三丁目2-118     | 同   | 69.2 | 2 | 同 | 23,200 | 26,800 | 30,600 | 34,500 | 39,500 | 45,500 |     |
| 同<br>2号                | 同                         | 同   | 69.2 | 5 | 同 | 23,500 | 27,100 | 31,000 | 35,000 | 40,000 | 46,100 |     |
| 同<br>3号                | 同                         | 同   | 70.2 | 1 | 同 | 24,100 | 27,800 | 31,800 | 35,900 | 41,100 | 47,400 |     |
| 同                      | 同                         | 2DK | 56.1 | 1 | 同 | 19,300 | 22,200 | 25,400 | 28,700 | 32,800 | 37,800 | 单身可 |
| 同<br>北新町アパ<br>ー<br>ト   | 同<br>北新町一<br>丁目1-58       | 同   | 55.0 | 2 | 同 | 19,900 | 23,000 | 26,300 | 29,700 | 33,900 | 39,100 |     |
| 同<br>余目アパ<br>ー<br>ト    | 同<br>東田川郡庄内町<br>余目字大塚93-1 | 3DK | 62.6 | 1 | 同 | 16,100 | 18,600 | 21,300 | 24,000 | 27,500 | 31,700 |     |
| 同<br>狩川アパ<br>ー<br>ト    | 同<br>狩川字山居22              | 同   | 58.0 | 2 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 |     |



(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年8月4日から同月10日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は、平成29年8月10日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成29年10月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超高分解能走査型電子顕微鏡の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成29年9月7日（木） 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 超高分解能走査型電子顕微鏡 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成30年1月31日（水）

(4) 納入場所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県高度技術研究開発センター

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成29年8月25日（金）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月23日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Field Emission Scanning Electron Microscope: 1
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. September 7, 2017
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2724

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成29年6月に実施した平成28年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成29年7月28日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 伊 | 藤 | 重 | 成 |
| 山形県監査委員 | 鈴 | 木 |   | 孝 |
| 山形県監査委員 | 武 | 田 | 一 | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   | 香 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関14箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関       | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------------|------------|-------------|------|
| 農業総合研究センター水田農業試験場 | 平成29年6月12日 | 鈴木委員        | 武田委員 |
| 病虫害防除所庄内支所        | 平成29年6月12日 | 鈴木委員        | 武田委員 |
| 村山電気水道事務所         | 平成29年6月12日 | 鈴木委員        | 武田委員 |

|                 |            |      |      |
|-----------------|------------|------|------|
| 鶴岡電気水道事務所       | 平成29年6月12日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 農業総合研究センター養豚試験場 | 平成29年6月12日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 港湾事務所           | 平成29年6月15日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| こころの医療センター      | 平成29年6月15日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 酒田水道事務所         | 平成29年6月15日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 最上電気水道事務所       | 平成29年6月15日 | 加藤委員 |      |
| 河北病院            | 平成29年6月15日 | 加藤委員 |      |
| 農業総合研究センター園芸試験場 | 平成29年6月15日 | 加藤委員 |      |
| 新庄病院            | 平成29年6月16日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 農林大学校           | 平成29年6月16日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 農業総合研究センター畜産試験場 | 平成29年6月16日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### イ 河北病院

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

前年度会計の監査で指摘した事項について改善されていない等、内部けん制が的確に機能していないため、事務執行体制の改善が必要と認められるものがある。

a 支出事務が適切でないものがある。

(a) 期末手当及び勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納及び追給を要するもの 3件 要返納額合計 817,920円 要追給額 30,784円

主な事例は以下のとおり

平成28年6月支給分

既支給額 859,695円（期末手当 100分の100、勤勉手当100分の100）

正支給額 174,458円（期末手当 100分の 5、勤勉手当100分の 5）

要返納額 685,273円

平成28年12月支給分

既支給額 61,569円（勤勉手当 100分の20）

正支給額 92,353円（勤勉手当 100分の30）

要追給額 30,784円

(b) 通勤手当について、月の全日数にわたり通勤実績のない職員に支給し、返納を要するもの 5件 合計 101,700円

主な事例は以下のとおり

平成28年8月支給分から同年10月支給分まで

既支給額 48,300円

正支給額 0円

要返納額 48,300円

- (c) 寒冷地手当について、世帯主区分の確認を行わず、追給を要するもの 5件 合計 172,720円  
主な事例は以下のとおり

平成28年11月支給分から平成29年3月支給分まで

既支給額 36,800円

正支給額 89,000円

要追給額 52,200円

- (d) 赴任旅費について、支給していないもの 1件

要支給額 590円

- (ロ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

支払期限から3箇月を超えて支払をしていないもの 3件 合計 28,360円

主な事例は以下のとおり

日本大腸肛門医学会2015年会費

請求書受理日 平成28年5月

支払期限 平成28年6月15日

支払日 平成28年7月25日

支払額 10,130円

- ロ 農業総合研究センター園芸試験場

- (イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

- a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

園芸作物奨励品種決定調査に係る現地試験ほ設置委託（食用菊）

検査日 平成28年11月30日

請求書受理日 平成29年4月12日

支払日 平成29年4月26日

支払額 20,000円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの 1件

冷蔵庫棟冷蔵庫更新工事

検査日 平成29年1月30日

請求書受理日 平成29年4月17日

支払日 平成29年5月15日

支払額 2,574,720円

- (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

- イ 支出

- (イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。（港湾事務所、酒田水道事務所、河北病院）

- (ロ) 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するものがある。（農業総合研究センター園芸試験場）

- ロ 契約

- (イ) 特定調達契約に係る随意契約の相手方決定の公告を行っていないものがある。（新庄病院）

- (ロ) 建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないものがある。（農業総合研究センター園芸試験場）

- ハ その他

- (イ) 前年度会計の監査において指摘した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。（こころの医療センター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から平成29年3月24日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成29年7月28日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
 山形県監査委員 鈴 木 孝  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 監査対象機関      | 指 摘 事 項           | 措 置 の 内 容                                                                                                          |
|-------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こども医療療育センター | 契約の締結が適切でないものがある。 | 契約事務の執行に当たっては、それぞれの契約内容に対応した関係法令等を丁寧に確認し、その理解を深めるとともに、新たに作成した「チェックリスト」を活用し、複数による確認・点検を行う等、法令等に基づいた適正な事務処理を行うこととした。 |